

○●横浜市医療安全メールマガジン<第204号>●○

★今月のテーマ★

～【障害者差別解消法】を知っていますか？～

医療安全メルマガは、患者と医療機関のコミュニケーションギャップを埋めるヒントを発信中！

医療機関へのお役立ち情報やお知らせも発信

■「障害者」とは？

「障害者」というと障害者手帳を持っている人を想像する人も多いかもしれません。しかし、障害者手帳を、持っている・持っていないにかかわらず、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます）、その他心や体のはたらきに障害（難病等に起因する障害も含まれます）がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象となります（障害のあるこどもも含まれます）。

■「障害者差別解消法」とは？

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、誰もが障害の有無にかかわらず、共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を目指して、制定された法律です。

法律の正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、平成28年4月1日から施行されています。

その後の法改正で、今年4月からは、医療機関を含め、民間事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

そこで、次号以降、「障害者差別」のことについてお伝えします。

■12月3日から9日は「障害者週間」です！！

障害者週間とは、障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として障害者基本法に定められた週間です。

横浜市では、障害者週間に合わせ「障害のある人もない人もお互いを大切にし、自分らしく暮らす」をメインテーマに「チャレンジドweekフェス in Yokohama 2024」を開催します。

日時：12月7日（土曜日）11時30分から16時00分

場所：横浜市役所アトリウム（横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所1階）

イベントの詳細はこちら

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/fukushi/kenkofukushi-joho/challengedweek.html>

障害者週間がある、この12月に「障害者差別解消法」の理解を深めてみましょう。

詳しくはこちらから

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/fukushi/sabet-su/>

■バックナンバーはこちらから

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/anzenshien/iryoanzen/iryoanzenml.html>

■解除・変更：下記URLから、メールマガジンの解除又は変更手続きができます。

<http://ml.city.yokohama.lg.jp/mailman/listinfo/anzengan>

■発行：横浜市医療安全支援センター（横浜市医療局健康安全部医療安全課）

Copyrights(C) 2008 City of yokohama. All rights reserved.

○●横浜市医療安全メールマガジン<第205号>●○
～【障害者差別解消法】を知っていますか？ その2～

医療安全メルマガは、患者と医療機関のコミュニケーションギャップを埋めるヒントを発信中！
医療機関へのお役立ち情報やお知らせも発信

■「障害者差別」とは？

「障害者差別解消法」では、次の二つのことが「障害者差別」と定義されています。

① 不当な差別的取扱い

「障害者」に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービス等の提供を拒否したり、制限したりする行為です。

正当な理由があると判断した場合でも、その理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが大切です。

② 合理的配慮の不提供

「障害者」から何らかの配慮を求められた場合に、社会的障壁を取り除くために、負担が重すぎない範囲で対応すること（合理的配慮の提供）をしない行為です。

負担が重すぎると判断した場合、その理由を丁寧に説明し、別の方法を提案することも含め、柔軟に検討することが大切です。

※ 行政機関だけでなく、医療機関を含む「事業者」に対しても、これらの行為は禁止されています。

詳しくはこちらから

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/fukushi/sabet-su/>

「障害者差別」の具体的例について次号でご紹介します。

■バックナンバーはこちらから

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/anzenshien/iryoanzen/iryoanzenml.html>

■解除・変更：下記URLから、メールマガジンの解除又は変更手続きができます。

<http://ml.city.yokohama.lg.jp/mailman/listinfo/anzenchan>

■発行：横浜市医療安全支援センター（横浜市医療局健康安全部医療安全課）

Copyrights(C) 2008 City of yokohama. All rights reserved.

○●横浜市医療安全メールマガジン<第206号>●○
～【障害者差別解消法】を知っていますか？ その3～

医療安全メルマガは、患者と医療機関のコミュニケーションギャップを埋めるヒントを発信中！
医療機関へのお役立ち情報やお知らせも発信

■障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障害のない人には付けない条件を付けることなどは禁止されています。

「障害がある」という理由だけで「障害のない人と異なる取扱い」をすることにより障害のある人を不利に扱うことのないようにしなければなりません。

(不当な差別的取扱いの具体例)

知的障害や発達障害を持つ子どもが体調を崩しても受診できるクリニックがない。例えば、最寄りの耳鼻咽喉科に行くことがあったが、子どもが診察を怖がり、抵抗したところ、「こういう状態で来られても診られない」と言われ受診を断られた。小児科でも、怖がって診察室にさえ入れずにいたところ、「本人診察室に入れないのであれば、親御さんとしてはどうしたいの？」と言われたため、状態を説明したところ、「はい、はい、はい、大丈夫、大丈夫」と言われ全くこちらの話は聞こうとせず終了させられた。他科でも通院が困難な事が多く、困っている。

この出来事を受け、当事者の親からは、障害児者当事者やその家族に、どのように接すればよいのか、支援をしていけばよいのか、本人の希望や意見に耳を傾け、どのように工夫すれば受診することができるかを考えてほしかったという声が寄せられました。

「不当な差別的取扱い」をしないようにするためには、障害のある人に対し、個別の事情や、配慮が必要か等の確認を行うことが大切です。

詳しくはこちらから

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/fukushi/sabet-su/>

上に挙げた事例を含む当事者やその家族からの声も掲載されております。是非ご参照ください。

★お知らせ★

メールマガジンのメールアドレスが変更になります。

(変更前) anzenchan@ml.city.yokohama.jp → (変更後)
anzenchan@ml.city.yokohama.lg.jp

ドメイン指定等を行っている場合は、受信できなくなる可能性がありますので、設定を令和7年2月28日までにお願いします。

詳細は下記URLへ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/yokohamadx/notice/202412mail-domain.html>

■バックナンバーはこちらから

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/anzenshien/iryoanzen/iryoanzenml.html>

■解除・変更：下記URLから、メールマガジンの解除又は変更手続きができます。

<http://ml.city.yokohama.lg.jp/mailman/listinfo/anzenchan>

■発行：横浜市医療安全支援センター（横浜市医療局健康安全部医療安全課）

Copyrights(C) 2008 City of yokohama. All rights reserved.

○●横浜市医療安全メルマガジン<第207号>●○
～【障害者差別解消法】を知っていますか？ その4～

医療安全メルマガは、患者と医療機関のコミュニケーションギャップを埋めるヒントを発信中！
医療機関へのお役立ち情報やお知らせも発信

■合理的配慮の提供とは？

日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等については、障害のない人は簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されてしまう場合があります。

このような場合には、障害のある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。これは社会モデルに基づいた考え方になります。このため、障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合にその実施に伴う負担が過重でないときに「合理的配慮」の提供を求めています。

(合理的配慮の具体例)

・【障害のある人からの申出】来院したところ、カウンターが高く、診察券等を受付に渡すことが難しい。

→【申出への対応(合理的配慮の提供)】受付が来院者の方へ周り、対応する。

・【障害のある人からの申出】難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。

→【申出への対応(合理的配慮の提供)】太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。また、「耳マーク」を提示し、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮が可能であることを周知した。

■対話が大切です。

合理的配慮の提供に当たっては、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、障害のある人と事業者が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要です。このような双方のやり取りを「建設的対話」と言います。

障害のある人からの申出への対応が難しい場合でも、障害のある人と事業者等の双方が持っている情報や意見を伝え合い、対話を行うことで、目的に応じた代替りの手段を見つけていくことができます。

★編集後記★

障害のある人もない人も分け隔てなく生活できる共生社会の実現のためには、障害のある人ご自身の心身のはたらきの障害のみが原因と考える「医学モデル」のみではなく、社会の側つまり環境側に様々な障壁(バリア)がある「社会モデル」を念頭に考えることが大切です。まずは、障害のある人に寄り添い、何に困っているかを理解しようとする姿勢をもつこと、その1ステップをもつことが大切かと思えます。

詳しくはこちらから

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/fukushi/sabet-su/>

★お知らせ★

メルマガジンのメールアドレスが変更になります。

(変更前) anzenchan@ml.city.yokohama.jp → (変更後)
anzenchan@ml.city.yokohama.lg.jp

ドメイン指定等を行っている場合は、受信できなくなる可能性がありますので、設定を令和7年2月28日までにお願います。

詳細は下記URLへ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/yokohamadx/notice/202412mail-domain.html>

■バックナンバーはこちらから

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/anzenshien/iryoanzen/iryoanzenml.html>

■解除・変更：下記URLから、メールマガジンの解除又は変更手続きができます。

<http://ml.city.yokohama.lg.jp/mailman/listinfo/anzenchan>

■発行：横浜市医療安全支援センター（横浜市医療局健康安全部医療安全課）

Copyrights (C) 2008 City of yokohama. All rights reserved.

○●横浜市医療安全メルマガジン<臨時号>●○

～三師調査及び業務従事者届は令和7年1月15日までにお願いします！～

医療安全メルマガは、患者と医療機関のコミュニケーションギャップを埋めるヒントを発信中！

医療機関へのお役立ち情報やお知らせも発信

■医師・歯科医師・薬剤師の資格をお持ちの皆さまへ

本年は2年に1度の届出年です。

日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の皆さまは、令和6年12月31日現在の状況を令和7年1月15日（水）までに横浜市保健所が設置する私書箱へ届出をお願いいたします。（横浜市内にお住まい又は従事先が横浜市内の方が届出書を郵送する場合に限ります。）

※現在、就労していない方も届出が必要です。

【医師・歯科医師・薬剤師届の郵送による提出先】

〒221-8691

神奈川県 神奈川郵便局 私書箱8号

横浜市 横浜市医療局 医療安全課

届出書の様式について（厚生労働省のホームページからダウンロードできます）

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujujisha-todokede-sys.html

◎ 施設管理者等の方へ

従事先の施設毎にとりまとめるうえ、インターネットによるオンライン届出も可能です。是非、ご活用ください。（※詳細は厚生労働省ホームページを御参照ください。）

⇒オンラインによる届出について

【厚生労働省ホームページ（医療従事者届出システム）】

<https://static.iryujujisha-todokede-sys.mhlw.go.jp/>

■業務に従事している保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の皆さまへ

本年は2年に1度の届出年です。

令和6年12月31日現在、業務に従事されている方は、令和7年1月15日（水）までに横浜市保健所が設置する私書箱へ届出をお願いします。（従事先が横浜市内の方が届出書を郵送する場合に限ります。）

【業務従事者届の提出先】

〒221-8691

神奈川県 神奈川郵便局 私書箱8号

横浜市 横浜市医療局 医療安全課

届出書の様式について（横浜市のホームページからダウンロードできます）

【横浜市ホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryuu/iryuu/anzenshien/imuyaku/oshirase/iryujujishyatodokede.html>

◎ 施設管理者等の方へ

従事先の施設毎にとりまとめるうえ、インターネットによるオンライン届出も可能です。是非、ご活用ください。（※詳細は厚生労働省ホームページを御参照ください。）

⇒オンラインによる届出について

【厚生労働省ホームページ（医療従事者届出システム）】

<https://static.iryujujisha-todokede-sys.mhlw.go.jp/>

■バックナンバーはこちらから

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryuu/iryuu/anzenshien/iryooanzen/iryooanzen.html>

oanzenml.html

■解除・変更：下記URLから、メールマガジンの解除又は変更手続きができます。

<http://ml.city.yokohama.lg.jp/mailman/listinfo/anzenchan>

■発行：横浜市医療安全支援センター（横浜市医療局健康安全部医療安全課）

Copyrights(C) 2008 City of yokohama. All rights reserved.

○●横浜市医療安全メールマガジン<臨時号>●○
～病院書面検査は令和7年1月31日までにお願ひします！～

医療安全メルマガは、患者と医療機関のコミュニケーションギャップを埋めるヒントを発信中！
医療機関へのお役立ち情報やお知らせも発信

■ 令和6年度 医療法第25条第1項に基づく病院書面検査の実施について

横浜市では、医療法第25条第1項等に基づく病院検査について、実地検査と書面検査を1年度ごとに交互に実施しています。

今年度、書面検査の対象に該当する病院におかれましては、令和7年1月31日（金）までに書面検査票による自主点検を実施いただくとともに、その結果の提出をお願いいたします。

【提出方法】

- 1、横浜市電子申請システムから書面検査票をダウンロード
- 2、書面検査票の作成
- 3、横浜市電子申請システムから書面検査票をアップロード

※詳細については、実施対象病院に12月18日に電子メールで、また12月20日に発送した郵送物でご確認をお願いいたします。

★お知らせ★

メールマガジンのメールアドレスが変更になります。

（変更前）anzenchan@ml.city.yokohama.jp → （変更後）
anzenchan@ml.city.yokohama.lg.jp

ドメイン指定等を行っている場合は、受信できなくなる可能性がありますので、設定を令和7年2月28日までにお願ひします。

詳細は下記URLへ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/yokohamadx/notice/202412mail-domain.html>

■バックナンバーはこちらから

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/anzenshien/iryoanzen/iryoanzenml.html>

■解除・変更：下記URLから、メールマガジンの解除又は変更手続きができます。

<http://ml.city.yokohama.lg.jp/mailman/listinfo/anzenchan>

■発行：横浜市医療安全支援センター（横浜市医療局健康安全部医療安全課）

Copyrights(C) 2008 City of yokohama. All rights reserved.